

1 番（坪内涼二）▽ 政友クラブの坪内涼二です。

本日最後の一般質問となりました。お疲れとは思いますが、最後までおつき合いいただきますようお願いいたします。

さて、今回の一般質問ですけれども、障害者差別解消条例の制定による障害者福祉の向上について、続いて地酒復活による地域振興について、そして最後が「30・10運動」の普及・推進についての3点について質問をしてみたいと思います。

まず初めに、仮称ですけれども、障害者差別解消条例の制定による障害者福祉の向上についてでございますが、昨年4月に全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が●施行●されました。国や自治体、民間事業者に対して、障害を理由とする不当な差別を禁止し、障害者が壁を感じずに生活できるよう合理的配慮を提供することを国や自治体に義務づけたものです。

6月1日の朝日新聞の記事にありましたけれども、この解消法の施行から1年余り経過しましたが、差別の解消がなかなか進まない現状についての記事がありました。盲導犬や介助犬などの補助犬の利用者が入店などへの入店拒否など、法律で禁じられている不当な差別を受けていることが、補助犬育成団体の調査などでわかったと書いてあります。市内にも補助犬の利用者がおられ、視覚障害者協会を通して確認を行ったところ、市内では過去に1件病院施設でのトラブルがありましたけれども、それ以降当該病院施設でも改善が図られ、その他の店舗等においても入店拒否などの対応をされたということはないということでお話を伺っております。

法律では、どんな施設であれ、補助犬の同伴を理由に入店を拒否することは、車椅子などを理由に差別することと同様に不当な差別であるというふうにしています。本市では、補助犬に対する理解が進んでいるようでございますけれども、島根県では、しまね障がいフォーラムというところが、解消法施行前ですけれども、平成27年2月に社会の壁に関するアンケートというものを実施しています。この報告書の中では、社会の壁として学校及び教育、交通機関、買い物、飲食店、役所、福祉及び医療、労働及び雇用、警察及び裁判所、金融機関、情報、レジャー施設、選挙、コミュニケーション及び人間関係、建物、そのほかの15項目ごとの社会の壁について、実際のアンケート結果を集計をしています。

調査結果、調査報告をしてみますと、まだまだ障害者の方が社会の壁を感じる人が多いということがわかってきます。自治体単位においても、こういった社会の壁を取り除く作業を行っていく必要があると考えます。

そこで、昨年の障害者差別解消法施行後、本市の障害者福祉施策について伺います。

▼○議長（田中直文）▽ 村上健康医療対策課長。

▼○健康医療対策課長（村上郁夫）▽ 議員御質問の障害者差別解消法施行後の本市の取り組みについてでございますが、法第10条において地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地

方独立行政法人職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとなっております。

この対応要領については、平成29年4月1日現在、県内では本市を含む7市2町で策定されております。

本市においては、江津市障がい者保健福祉推進協議会で意見を聞き、平成29年2月に対応要領を策定し、職員に周知するための研修を行っております。また、不当な差別的な取り扱いや合理的配慮を理解し、職員が適切に対応するためには障害者の特性を理解する必要があるため、社会福祉協議会が中心となり取り組んでいるあいサポート運動の普及とその運動を実践するあいサポーター養成研修もあわせて実施しました。対応要領の周知、あいサポート運動・あいサポーター養成研修については、全職員を対象に研修を行うこととしておりますので、今年度も引き続き実施する予定です。

さらに、今後は市民や民間事業者に対して、出前講座のメニューにもなっているあいサポート運動・あいサポーター研修とともに連携して、障害者差別解消法の周知、啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、法第17条において差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効率的かつ円滑に行うために、関係機関により構成される協議会を組織することができるとなっております。

協議会設置につきましては、既存の会議を本協議会として位置づけることもできることになっております。現在、障害者の地域生活を支援するため、関係者による連携を図り、支援の体制に関する協議を行う場として浜田市と共同で設置している浜田圏域自立支援協議会があります。この協議会に、障害者差別解消支援地域協議会の役割を持たせるかどうか、浜田市と協議しているところです。

この解消法を民間事業者にも理解していただくために、協議会構成員に含めるのか、新たな協議会を設置するのか、両市共同で設置するのかなど、今年度も引き続き協議していく予定です。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 法律の施行後、いろいろな取り組みをしているということを御答弁いただきましたけれども、このような中、各地の自治体では障害者差別解消条例を制定する自治体もあります。松江市では、2016年10月、中国四国地区の管内の市町村では初となる障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例が施行されました。松江市では、昨年4月に障害者差別解消法施行後、障害者団体からの要請もあり、条例制定に踏み切ったとのことでした。

条例では、障害のある人の社会参加を制約する物理的な障壁、また制度的な障壁や理解不足から生じる誤解や偏見、慣習などの意識上の障壁などさまざまな社会的障壁があるとしたうえで、市・市民・事業者は障害について相互に理解を深めなければならないとして、教育や雇用、就労の場などで環境整備を義務づけています。

また、差別や虐待に関する申し立てについては、当事者や事業者、弁護士らでつくる差別解消推進委員会を設置し、調査、審議し、市長は委員会の判断に基づき関係者に助言やあっせんをし、従わない悪質なケースは行政措置として勧告を、それにも従わない場合は公表するということができるというふうになっております。

条例制定に伴い松江市ですね、2015年に障害者団体などに呼びかけてアンケートを実施しております。約500件の差別事例を把握し、この条例制定に踏み切ったということもございますけれども、お隣の浜田市でも現在●障がい●者差別解消条例策定委員会を立ち上げて、アンケート調査の実施を行うなど、条例制定に向けて動きを進めています。全国的にもこの条例制定の動きが活発になっており、罰則の部分でこの勧告のみとする自治体と、先ほど言ったように、公表に踏み切る、そういった自治体に差が出ているように感じます。

2017年4月ですけれども、岐阜県の●各務原●市長選挙で、知的障害のある18歳の男性が、本人確認の際に十分に配慮がされず、投票を断念せざるを得ない結果につながるという事案が発生しました。こういったことも社会の大きな障壁の一つではないかなと思いますけれども、本市には障害のある方を医療や福祉の立場から支援するための施設や、県西部の肢体不自由の教育の拠点でもある養護学校があります。障害者雇用の事業所なども多数ありますけれども、この多くの障害者が社会の壁を感じることなく地域で安心して生活していただくためにも、本市においてもこの障害者差別解消条例を早期に制定すべきと考えますけれども、条例制定に対する市の考えを伺います。

▼○議長（田中直文）▽ 村上健康医療対策課長。

▼○健康医療対策課長（村上郁夫）▽ 議員御質問の障害者差別解消条例の制定についてであります。県内の状況は先ほど議員が述べられたように、松江市が制定済みで、現在浜田市でも制定に向けて準備が進んでいるとお聞きしています。

松江市条例が、障がいのある人もない人も住む人も訪れる人も安心して暮らせる住みよい共生社会の実現を目指し、制定されています。本市においても、将来的には制定が必要と考えておりますが、この障害者差別解消法は、不当な差別的取り扱い行政機関等及び民間事業者にも禁止しており、合理的配慮については、行政機関等については義務、民間事業者には努力義務が課せられています。

この民間事業者は、事業規模も問わず、また営利、非営利も問わないということですので、やはり市民全体への啓発や取り組みが必要になると考えております。条例制定をすることで周知を図るのか、まずは民間事業者等への周知、啓発を協議会などを活用して行い、その共通認識のもとで条例制定をするのか今後検討していきたいというふうに思っております。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 条例というのがどういった中身になるのかということも大事なんですけれども、条例制定の過程の中で、障害者はもちろん、障害者団体、それから支援団体等々の意見を酌み取って、障害者福祉政策に生かしていくということが重要である

と思います。ぜひさまざまな方の御意見を取り入れていただき、条例制定に向けて調査研究を進めていただきたいというふうに思っております。

そして、社会の壁を取り除くためにも、条例制定とあわせて日常生活用具の給付についても、支給範囲の拡大、充実を図っていく必要があると思います。本市の場合は、日常生活用具の多くにおいて、原則として在宅であるということを給付の条件としているものが多いように感じます。在宅でない場合、施設等入所の場合であっても、個人で使うものと共有するもの、共有ができないもの、しづらいものについては、この原則在宅の縛りを外すなど、利用される障害者にとって使いやすい制度でなければならないというふうに感じています。

対象品目の拡充、助成●額●の見直しなど、こちらも障害者団体、障害者の方に意見を聞き取り、限られた予算の中での制度だと思えますけれども、最大限効果がある給付制度にすべきと考えますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

▼○議長（田中直文）▽ 村上健康医療対策課長。

▼○健康医療対策課長（村上郁夫）▽ 議員御質問の日常生活用具の給付についてですが、御指摘のとおり、本市においては種目によって原則として在宅を給付の条件としているものでございます。基本的には、施設に必ず整備しなければならんものが対象になっていると思われます。全ての種目から在宅の給付条件を外すというのは適さないものと考えております。

しかし、障害者総合支援法の制定により施設サービスの形態も変わってきており、サービス提供の状況等も考慮しながら適宜対応していきたいと思えます。

また、種目の拡大、基準額設定については、障害者団体等からも要望をいただいておりますが、既存の対象種目も含め、ユニバーサルデザイン化や技術の進歩により、●仕様●が一般的になったものもありますし、特殊でなければ対応できないものもありますので、適切な種目や基準額等となるよう検討していきたいと思っております。

この日常生活支援用具給付等事業は、障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業の一つで、地域の実情に応じて必要な支援を柔軟に行う事業となっており、市町村の裁量で行うことができます。検討に当たっては、ニーズの把握を行い、圏域で障害者福祉について取り組んでいる浜田圏域自立支援協議会や、本市の保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進するために設置しております江津市●障がい●者保健福祉推進協議会にも意見を伺いながら、本市に合った給付となるよう検討してまいりたいと思えます。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ 浜田にある西部障害者情報センターですか、ああいったところで各自治体の比較なんかもされておられますので、そういったものも参考にしながら、また利用者の意見を聞きながらこういったもの対応していただきたいというふうに思えます。

いずれにしても、条例制定に向けて障害者の方がこの地域で安心して暮らしていた

だけるようなふうに調査研究を進めていっていただきたいなというふうに思っております。

次に、2つ目の項目の質問に移らせていただきます。

地酒の復活による地域振興についてということで、2010年6月だと思いますけれども、地元の酒造会社が民事再生法の適用を申請をされまして、1884年に創業して、地元県産米などを主な原料として醸造を行い、製造販売を行ってきていたんですけれども、品評会などでも受賞歴を持つなど、この地元では高い知名度を有していた日本酒がありました。

かつて、酒づくりは大きな設備が必要で、設備投資が伴っていたんですけれども、そういった大量生産が経営を圧迫したのかわかりませんが、全国でもこの酒造メーカーの倒産、廃業というのが増加をしていました。それ以降、日本酒というのは新規の酒造免許の登録をふやさない、そういう傾向になっているということでございます。

しかしながら、現在は、小さな醸造設備でもお酒をつくることのできるようになったというふうに伺っています。全国の醸造家、杜氏は全国にたくさんいて、酒づくりの場所を求めているというふうにも聞いております。

本市でも、ビジネスプランコンテストで2014年の大賞受賞者が創業したことによってクラフトビールが誕生しました。地酒のない当地区においてこのビールの誕生は大変喜ばしいことであり、ふるさと納税のラインナップの追加等々で、また消費ももちろんですけれども、特産品としての期待が高まっているというふうに思います。

この日本酒というところに限ってお話をすると、我々のほう、議員はこういったことできないんですけども、新築祝いなど、慶事の際に地酒を贈るという慣習がまだまだこの地域でも残っていると思います。本市のほうには現在その日本酒というものがないために、地酒がないために他の市町村でつくっているお酒をこういった機会に贈っているという、そういう状態なんですけれども、やはりこの日本酒という、地酒がないというのは地域としても寂しいというか、なかなか毎日飲む人でない限り、復活させてほしいという声は余り多くは上がってこないとは思いますが、やはりそういった慶事の際とか祭りのときなんかでは地元の酒があればいいなというふうに思う市民の方は多いんじゃないかなというふうに思います。なかなかこういった大きな声にはならない問題ですけれども、地元の米を利用することで農業振興にもつながると思いますし、先ほど言ったように、全国の醸造家、杜氏に、酒づくりの興味がある人にもこうやってUIターン等で集まってきていただけることにもつながると思います。何よりも、特産品として特産品として復活することによって産業振興、消費の拡大等にも寄与して、地域経済に与える影響も期待できると思っております。

そういうことで、地元日本酒を復活させるということで、市民に活力を与える、地域振興につながっていくものと考えます。行政として、この日本酒の空白地である現状についてどのように考え、この日本酒の復活の必要性についてどのようにお考えかお答えください。

▼○議長（田中直文）▽ 三木商工観光課長。

▼○商工観光課長（三木和彦）▽ 坪内議員御質問の地酒復活による地域振興についてお答えいたします。

議員御指摘のように、本市におきましては、唯一操業していた酒造業者が平成26年に休止して以降、清酒の製造が行われていない状況にあります。国税庁の調査によりますと、県内1人当たりの清酒販売量は年間7.1リットルであり、消費やまた贈答において一定の需要がある中で、地元産の清酒があれば大変喜ばしいことと思われます。

現時点で本市における地酒復活の具体的な動きは見られませんが、製造には酒造免許など解決すべき課題もあります。本市で清酒をつくりたいと手を挙げる方があらわれた際には、復活に向けたお手伝いをしたいと考えております。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ ありがとうございます。

今心強いといいますか、御答弁いただいたなと思いますけれども、なかなかこういった問題は行政と商工会議所等々、官民一体となったプロジェクトとかで復活をさせていく必要があるんじゃないかなと思います。

緊急性がないようで、これはこの地域の皆さんの心の中にずっとある問題じゃないかなと思います。そういった面で、ある意味では公共性も高い分野なのかなというふうに思っています。行政主導、民間と一体となった復活へのアプローチが必要ではないかなというふうに思うんですけれども、先ほど御答弁にもありましたように、どなたか民間のほうでやられたい方がおられた場合に、具体的に行政の支援としてはどのようなことが可能か伺います。

▼○議長（田中直文）▽ 三木商工観光課長。

▼○商工観光課長（三木和彦）▽ 坪内議員御質問の具体的な支援ということですが、そのような話が出れば、本市及び商工関係団体、金融機関等でまず相談に乗り、具体的な投資案件が出れば、島根県産業技術センター、島根県企業立地課等と協議し、どのような支援ができるのか検討することとなると思われます。

いずれにいたしましても、市といたしましてはさまざまな支援策を検討していきたいと考えております。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ なかなか今そういった事例というか、実際に手を挙げられる方がいらっしやらないということで、具体的な支援というところまではなかなか御答弁が●いただけ●なかったのかなと思いますけれども、いずれにしても金融機関等々含めて、そういうアドバイス、助言なり、そういったものもしていく体制がとれるような御答弁だったんじゃないかなと思いますので、そういった動きがあれば、行政も一緒になって取り組んで、ぜひ早期にこの地酒が、日本酒が戻ってくるように願っているところでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

「30・10運動」の普及・推進についてということで、なかなか聞きなれない言葉であるかと思うんですけども、この30・10運動というのは、環境省が宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後の30分は席を立たずに料理を楽しむ、そしてお開きの10分前になったら自分の席に戻って、再度料理を楽しむ、そういったことで宴会等の食べ残しをなくすことにつなげ、食品のロス削減するものです。この会場におられる方はいろんな宴会等々出られる機会があると思うんですけども、お酒を目上の人につぐ作業が伴って、なかなか自席で食事を食べられないという経験をお持ちの方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

飲食店から出る生ごみのうちの約6割がお客様の食べ残し料理だというふうに使われています。食品ロスは全国で年間621万トンとも言われ、世界全体で年間食料援助量320万トンの約2倍ということで、非常にこの食品のロスというのが多いということがございます。この30・10運動の普及、推進をしっかりと進めて、江津市においても食品のロスの削減はもちろん、食べ物のありがたさ、大切さを多くの市民の皆様に理解していただく必要があると考えます。

飲食店や、飲食を伴う会合等をよく行う市内の各種団体などにも呼びかけて、市民運動としてこの30・10運動を展開していくべきと考えますけれども、この30・10運動の推進についての考えを伺います。

▼○議長（田中直文）▽ 河平市民生活課長。

▼○市民生活課長（河平 徹）▽ 議員御質問の「30・10運動」の普及・推進についてでございますが、30・10運動はまだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスを削減するため、長野県松本市が平成23年度に提唱して始まったものです。取り組み内容は、1つ、注文の際に適量を注文しましょう、2つ、乾杯後30分以内は席を立たず料理を楽しみましょう、3つ、お開き前10分間は自分の席に戻って再度料理を楽しみましょうというもので、全国の自治体に広がりを見せております。

議員御指摘のとおり、国内では依然として約621万トンの食品ロスが発生し、これは世界全体の食糧援助量の約2倍となっております。反面、食糧●自給●率は40%を切り、多くの食料を輸入に頼っているという現状を受け、今年度より環境省が消費者庁や農林水産省などの関係省庁と連携し、国民運動としてPRすることを決定いたしました。

島根県では、昨年暮れから職場での忘年会など●で●の取り組みを始めており、江津市でもこの3月の歓送迎会シーズン前に庁内メールにより職員に向けて取り組みを促す周知を行ったところでございます。

食品ロスを減らすことは、食べ物がもったいないからということだけにとどまらず、無駄な支出を減らし、もったいないの意識の広がりにより、資源の節約やリサイクルなど、環境に配慮した暮らし方への変革、さらにはごみ処理施設のコスト削減につながるものと考えております。

今後、30・10運動につきましては、市民の皆様へはもちろんのこと、飲食店並びに事業

所などの関係機関へ働きかけを行うほか、広報紙やホームページへの掲載やイベントでの周知活動を通して、普及啓発、推進に取り組んでまいります。議員の皆様にもぜひ御協力をお願い申し上げます。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員。

▼○1番（坪内涼二）▽ この場におられる方にも率先してこの運動の展開に御協力いただきたいというふうに思っております。

食育ということで、午前中河野議員の一般質問でもありましたけれども、食べ残しを削減していくということは、この食育推進計画の中で子供たちを中心に食べるものの大切さということを教えていこうということで、本市も取り組んでいるところだと思いますけれども、子供たちだけでなく、我々大人もこの30・10運動の推進を通して、食べ残しを減らしていくことをしっかり進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

▼○議長（田中直文）▽ 1番坪内議員の一般質問を終わります。